

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定
工作物の新設許可申請書

<p style="text-align: center;"> 建築物 新築 改築 用途の変更 新設 </p> <p>都市計画法第43条第1項の規定により、第一種特 定工作物の</p> <p>の許可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">○ 年 △ 月 □ 日</p> <p>潟上市長 様</p> <p>許可申請者 住所 秋田県潟上市天王字上江川47-100 氏名 潟上 太郎</p>		※手数料欄
1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	<p>所在 秋田県潟上市昭和大久保字堤の上 地番 1番3 地目 宅地 登記面積 200. ■■ m² 実測面積 200. ▲▲ m²</p>	
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	(例) 一戸建て住宅、事務所等	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途		
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	(例) 令第36条第1項第3号ロ	
5 その他必要な事項		
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許 可 に 付 し た 条 件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。
2 「その他必要な事項」欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、許可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

用途の変更を伴わない増改築で、増改築後の床面積の合計が従前の床面積の合計の1.5倍以内のもの、又は車庫、物置等の付属建築物の建築については、許可不要として取り扱います。

都市計画法第 43 条第 1 項の許可申請について

法第 43 条第 1 項の規定により、市街化調整区域内の宅地に建築物の新築・改築・用途の変更、又は第一種特定工作物の新設を行う場合には、本市の許可が必要となります。建築確認申請を提出する際には事前に下記の書類により許可を受けてください。

表. 都市計画法第 43 条第 1 項の許可申請に係る提出書類

	提出書類	備考欄	確認
1	申請書		
2	土地登記簿謄本	全部事項証明書	
	関係権利者の同意書	申請者と土地の所有者が異なる場合	
3	現況写真（4 方から）	当該土地を赤線で枠取りすること	
4	位置図（案内図）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺 1/1, 500 又は 1/2, 500 程度 ・ 当該土地を赤線で枠取りをすること 	
5	公図（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原本と等縮尺とすること ・ 当該土地は赤線で枠取りすること 	
6	配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺 1/500 以上 ・ 敷地の現況も明示すること（排水施設の位置、寸法、種類、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称、がけ及び、擁壁の位置）。 	
7	求積図	縮尺 1/1, 000 以上	
8	建築物の平面図	縮尺 1/500 以上	
9	建築物の立面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺 1/200 以上 ・ 2 面以上作成すること 	
10	手数料領収済通知書の写し		
	その他市長が必要とする書類		